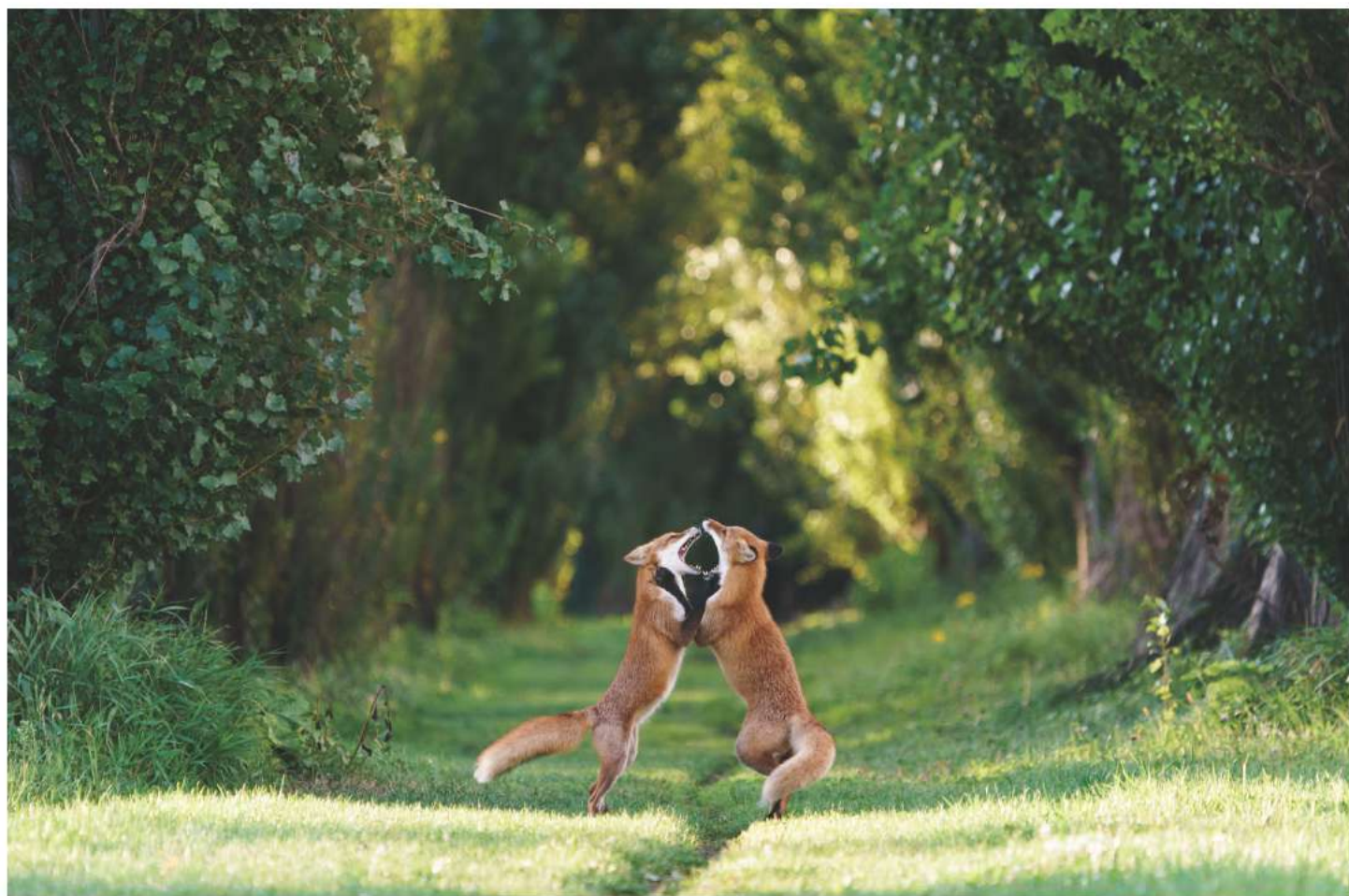


JPCA NEWS

公益社団法人日本写真家協会(JPS)
公益社団法人日本広告写真家協会(APA)
一般社団法人日本写真文化協会(文協)
日本肖像写真家協会(日肖写)
一般社団法人日本写真作家協会(JPA)
全日本写真連盟(全日写連)
一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)
一般社団法人日本自然科学写真協会(SSP)
日本風景写真協会(JNP)
公益社団法人日本写真協会(PSJ)

正会員団体



「朝稽古」 photo:大野泰之

CONTENTS

LATEST NEWS / 最新ニュース

「SARTRAS」文化庁指定管理団体へ

p2

JPCA共催事業「著作権セミナー」を開催

p3

SPECIAL REPORT / スペシャルレポート

「著作権の学校教育(その1)」

p4

SERIES / シリーズ著作権解説

著作者人格権

p6

QUESTION / ANSWER / 一問一答

著作権の相続について

p7

「授業目的公衆送信補償金制度」 創設により設立した「SARTRAS」が 文化庁の指定管理団体に

去る2月15日、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(略称SARTRAS)*が、授業目的公衆送信補償金制度に基づいて補償金を受取る団体として文化庁長官の指定を受けました。授業目的公衆送信補償金制度とは今年の著作権改正に基づき新たに創設される制度です。

学校でのICT(情報伝達技術)活用教育の推進が図られる中、授業教材のデジタル化や授業のネットワーク化に際しては、従来の著作権法では著作権処理が困難であったり、対処できない部分があったりして、教育へのICT活用の足かせとなっていました。従来の著作権法でも、教育のための権利制限は設けられていましたが、例えばネットワーク化に関しては、インターネットに繋ぐなどのいわゆる「公衆送信」などはその対象となっていま



「授業目的公衆送信補償金とその管理協会に関する記者会見」でのSARTRAS瀬尾太一常務理事
photo:岡野一之 HJPI32020000962

ませんでした。さらに、欧米諸国の多くは、教育のために著作者の権利を制限する見返りとして補償金を支払う公的な制度が定着していましたが、日本にはそうした

制度はありませんでした。

こうした状態を解消するために、2018年の著作権法改正によって、公衆送信権などを教育目的での制限に追加するとともに、それらの制限に対する補償金を支払うことが定められました(104条)。

これを受けて創設されるのが授業目的公衆送信補償金制度です。この制度に対応するために、著作者者の多様な団体を6つの分野にまとめ、それぞれ分野ごとの協議会が社員となり設立されたのが、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会です。

日本写真著作権協会(JPCA)は、SARTRASを構成する6つの協議会のうちの「視覚芸術等教育著作権協議会」の一員として、一般社団法人美術著作者連合や公益社団法人日本漫画家協会とともに参画することになりました。

SARTRASは、今後、補償金を支払うこととなる教育機関設置者(学校法人、各教育委員会など)からの意見聴取を進め、法律の定めに従って適正な補償金額の認可を受けて、2020年を目処に補償金の収受とその管理業務を開始することになります。

記:岡野一之

*Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons, 略称SARTRAS

JPCA共催事業「著作権セミナー」を開催

スマートフォンや小型カメラの高性能化とソーシャルネットワークの拡がりによって、写真は身近で気軽に撮影できるものとなり、より多くの人々に楽しまれるようになりました。それに呼応するように著作権や肖像権など、写

真撮影にまつわるトラブルも多くなった昨今です。その一つに、写真公募展などにおいて「著作権」を主催者に譲渡し、「著作者人格権」の不行使特約を結び、企業が宣伝のため自由に使用できるような応募要項が少なからず

あることが挙げられます。著作権や著作物の原則を知ることに対応できるさまざまなこと、インターネット時代における写真の掲載や撮影時のルールなどについて、4月20日「せんだいメディアテーク」(仙台市青葉区)で、日本写真著作権協会(JPCA)と日本写真作家協会(JPA)との共催による「著作権セミナー in 仙台」を開催しました。開場前から100名余りの参加者が受付前に並び、写真の著作権について関心の深さがうかがえました。

第一部では、世界27か国でのストリート・スナップの撮影経験を持ちJPCA運営委員/JPA副会長の棚井文雄氏が「写真の著作権/肖像権」をテーマに著作権法の基礎情報を解説したのち、公募展への作品応募時に注意すべき「応募要項」の項目、「著作権」「著作者人格権」について問題点を指摘しました。「著作権」「著作者人格権」を公募展主催者に譲渡してしまった場合に被る不利益について、参加者へ質問を投げかけながら具体的な事例を説明され、参加者も一層理解を深めたことと思います。肖像権については、一般に「肖像権」と言われているものが、プライバシー権やパブリシティ権などがも



講演中の棚井氏

とになっていることを解説。棚井氏のニューヨークでの作品の紹介と撮影時のエピソードを交えながら、肖像権訴訟と言われる判例を挙げ、撮影時に払うべき注意事項や、トラブルに巻き込まれないための撮影方法を紹介されました。

第二部では、水谷八重子・越路吹雪や、舞台芸術家の撮影で知られ、写真史執筆、写真著作権の啓蒙活動も行っているJPCA専務理事/日本写真家協会(JPS)副会長の松本徳彦氏が「ネット時代の写真ルール」をテーマに講演をされました。松本氏の作品を例にし、撮影時のエピソードとそれぞれの撮影シーンでの注意点や、心掛けるべき態度・服装についてのアドバイスがありました。「撮られる側の立場になって考える」「自分が撮られて嫌だと思ふシーンを撮影しない」「撮影するのではなく撮影させていただく」という気持ちを持ってカメラを向けることが大切であると教示いただきました。写真のデジタル化とネット社会においては、他人が簡単にコピーを作ることができるため、SNSなどインターネット上にアップする際には、慎重な判断をす

るようにと注意喚起をされました。また、日本写真保存センターの役割と、日本の歴史を記録した作品、写真保存の大切さを力説されました。



講演中の松本氏

質疑応答では、「道端の桜の木を撮影していた際に偶然映り込んでしまった車や人物」についてや「SNSへ作品のアップは(公開)であるのか」など、様々な質問が寄せられ、セミナー終了後にも、亡くなられた方(被写体)や、建造物の肖像権について質問する参加者の姿も見られました。

翌日、同じ建物で開催していた「JPA仙台展」の会場には「急な用事でセミナーに参加できなかったので、資料はありませんか」という問い合わせをいくつもいただき、著作権について学びたいと考えている方々が増えていることを改めて実感しました。また、JPA会員と一緒にセミナーに参加された方から、「とても勉強になった。良いセミナーだった」との言葉をいただきました。

3月21日には、鳥取県米子市立図書館において、同様のセミナー「写真の著作権、ストリートスナップの肖像権を学ぶ」を開催しました。写真愛好家、美術関係者、若い世代の参加者も集まり、欧米での豊富な活動経験を持つ棚井氏ならではの話に熱心に耳を傾けていました。また、画家や彫刻家といった様々なアーティストとの交流がある棚井氏に、「なぜ、日本の美術館では展示作品の撮影が出来ないのか」といった美術界に及ぶ質問も挙がり、更なる著作権・肖像権の啓蒙活動の必要性を感じました。

記:日本写真作家協会 梅津 聡

photo:梅津聡 HJPI320600001007



仙台セミナー会場

著作権の学校教育(その1)

—中学校・高校の現場から—

写真は撮影者が子供であろうが、大人であろうがその人の著作物です。また一眼レフで撮ろうが、スマートフォンで撮ろうが写真であることに変わりはなく、それぞれの写真に著作権が賦与されます。いろいろな手段で誰でも写真が撮れるようになった今日、学校では著作権に関してどんな教育がなされているのでしょうか。中学校、高校で著作権教育に携わる白百合学園中学高等学校の森棟隆一教諭に伺いました。



森棟隆一氏

著作権についての学校教育

著作権は知的財産権の一つですが、知的財産権についての学校教育はいつごろから始まるのですか？

森棟 著作権や知的財産権という言葉は使いませんが、そういうルールがあることは小学校でも「総合的な学習の時間」や「図画工作」などで教えています。中学校では「音楽」や「美術」、「技術・家庭」、高等学校では「現代社会」、「芸術」、「家庭」などを通して著作権のことには触れています。高等学校の教科「情報」でも著作権をはじめとする知的財産権の扱いについては平成15年度実施の教育課程以降、学習指導要領に明記されています。

「情報」では具体的にどのような著作権教育をされているのですか？

森棟 高等学校共通教科「情報」は必修2単位ですが、学校行事などがあるので、実際に授業ができるのは60時間ほどです。多くの学校では、著作権教育に充てられる時間は多くとも4時間程度です。私は、著作権を含む知的財産権に関する座学を1時間から2時間行った後、長期休業中に知的財産権に関するレポートを課題として出します。その後、生徒たちにクリエイティブな活動をさせ、最後の授業で自分の書いたレポートを改めて読ませて、クリエイターの視点で知的財産権を捉え、考えさせるという教育をしてきました。



クリエイティブな活動とは、具体的には30秒ほどの学校紹介CMをつくることです。CM中で使う楽曲は生徒たちが作曲したり、著作権フリーのものを使ったりしますが、著作権のあるものを使う場合もあります。使用許諾について日本音楽著作権協会(JASRAC)に問い合わせたところ、授業での使用は著作権法第35条の範囲なので許諾申請は不要ということでしたが、著作隣接権を持っているアーティストやレコード会社に問い合わせして許諾をもらいました。それを生徒自身が問い合わせをするようにし、社会との接点を持たせることを意識しました。著作権がある楽曲を使うと学校説明会などの授業以外には公開できませんが、その問題をどうするかも生徒が決めました。最後に出来上がったCMはクリエイターに評価・講評してもらいました。この課題では、作品の評価はクリエイターに委ね、私は課題解決学習の工程管理や日々の作業報告を評価の対象にしました。

このような授業に取り組んだのは、自分でものをつくりだすことによって、クリエイターを尊重するような気持ちが芽生えるのではないかと考えました。それにはどこかで本気で著作物をつくるという経験をさせたいと思い取り組んできました。私が著作権教育で一番感じていたことは、「これをやったらダメあれをやったら懲役何年、罰金いくら」という、ダメダメ教育をしていたのでは身につかないのではないかなということです。

知識を学び、知識があったうえで体験し、振り返るという三つのステップをとると著作権のことがずっと入ってくると思います。

他の高校でも著作権教育は浸透しているのでしょうか？

森棟 著作権教育だけに多く時間が割けないのが現状で、知識だけを教えて終わっている学校も少なくないの

ではないでしょうか。だから、生徒は知識としては理解していても漫画村などの違法性の高いサイトにアクセスしたりします。これでは教育の意味はなく、単に教えただけになってしまいます。やはり、知識を持ったうえで自身が体験してみるという教育が必要なのではないのでしょうか。

写真に対する生徒の著作権意識

フェイスブックやインスタグラムなどのSNSで写真がよく使われますが、写真の著作権のことは教えるのですか？

森棟 小学4年生に、インターネットを使うときの注意を教えます。その時に、メディアリテラシーの観点から一部の情報しか見て



いないとどんな間違いを起こすのかなど、具体例を示しながら、インターネットですべての情報が得られるわけではないことなどを教えます。広い意味でのインターネットの使い方は教えていますが、写真の著作権については特に指導していません。中高でも写真を撮る時には他者の肖像権の問題や、勝手にインターネットに載せた情報が他者に不利益を及ぼすことがあるので気を付けてくださいといった本校のメディアポリシーは配りますが、そこには著作権という言葉は出てきません。

多くの生徒にとって、スマートフォンで写真を撮るのはメモ代わりで、写真が著作物であるという自覚はないように思います。一方で、来年から高校の写真部の顧問になるのですが、その生徒たちは、写真は著作物という意識もっています。デジタル一眼をもったときに切り替えが起こるのかなと思います。

小学校では著作権という言葉は使わないということですが、著作権という言葉はいつ教えるのですか？

森棟 私自身は長く小・中・高と知的財産権教育に取り組んできたので、発達段階に応じた著作権という言葉の取り出し方を考える機会があり、ずっと考えてきました。いま小学校の先生と著作権の指導についてもどう扱うかを相談しているところです。小学校の役割として、まねながら学ぶという側面もあるので、まねるということは避けられません。著作権という言葉を知って権利者意識ばかりが生じると、何もまねることができないということにもなりかねません。一方、他人がつくったアイデアとか「もの」

は尊重しなければいけません。そのバランスの取り方が難しいですね。

実は小学生でも著作権という言葉は知っています。中学生は漫画村とかの違法性の高いコンテンツに接していく世代だと思うんですね。そういう生徒たちにはクリエイターになっていくのだからクリエイターを尊重しましょうねと教えます。使う人としてではなく、つくる人として著作権を捉えましょうねと訴えるわけです。経済的な側面より人格権的な側面を、これはひどい、という事例を出しながら説明すると著作者人格権は大事だなというふうになり、著作者人格権への配慮が高まるということがわかりました。

つくる楽しみ、大変さを通じた著作権教育

著作権教育の今後についてどうお考えでしょうか？

森棟 小学校の段階で知的財産を守るルールがあるということを知ることがスタートで、そのうえで中学校の時にそのルールが面倒くさいとか葛藤があって、それを別の視点から見るとどうということなのかを考え、高校ではそれについてどこを落としどころにするかを考える、という流れはあまり変わらないのではと思います。

いま、小学6年生に手書きのイラストをパワーポイントの描画ツールを用いてトレースし、デジタルデータにしていく方法でお絵描きをさせています。今年はできませんでしたが、これをシールなどにしてあげると著作物や著作者への意識が高まるのではないかと思います。その子どもたちが今度中学1年生になります。つくる楽しさ、大変さを体験してきた真の意味でのクリエイターになった生徒が著作権の知識を持つとどう変わるか楽しみです。

インタビュー：岡野一之

まとめ：田井宏和

photo: 棚井文雄 HJPI320600000334

森棟隆一 (もりむね・りゅういち)

東京学芸大学大学院教育学研究科修士
2002～2003年度 白百合学園中学高等学校
2004～2015年度 東京学芸大学附属高等学校
2016年度～現在 白百合学園中学高等学校
2013年度～ 東京工芸大学工学部非常勤講師も務める

小学校から大学まで発達段階に応じた知財教育について研究し、授業実践を行っている。
所属学会 情報処理学会、日本知財学会、CIEC(コンピュータ教育利用学会)

⑥ 著作者人格権

「著作権」と言えば財産的価値を指すことが多いのですが、財産的価値を守る「著作財産権」と著作者の人格を守る「著作者人格権」に大別されます。今回は「著作者人格権」とは何かをみてみます。

著作者人格権は文字通り著作者の人格を守る権利です。同一性保持権(どういつせいほじけん)や・・・、などと書き始めると小難しい法律のように感じるかもしれませんが、実はテレビのワイドショーでも取り上げられる身近な問題です。

例えば、2007年に歌手の森進一が「おふくろさん」を歌う際、本来の歌詞のイントロ部分の前に台詞を付け加えたことが問題になったり、2017年にお笑い芸人のパーマ大佐が童謡「森のくまさん」の歌詞を自らアレンジしたパロディーソングが問題となったりして、ワイドショーでも「著作者人格権」がクローズアップされました。

「おふくろさん」は作詞家の川内康範氏が、「森のくまさん」では原曲の訳詞者の馬場祥弘氏が、ともに自身の作品が無断で改変されたとして同一性保持権侵害を訴え、歌唱禁止やCD販売差止め、慰謝料支払いを求めました。

同一性保持権は著作者人格権の一つで、著作物の内容を無断で改変することを禁止する権利のことをいいます。

写真についてのトラブルはワイドショーで取り上げられることはほとんどありませんが、「八坂神社祇園祭ポスター事件」(平成19年(ワ)第1126号)、「舞妓写生会写真事件」(平成26年(ワ)第10559号)などの裁判で著作者人格権がしばしば争点となっています。

著作財産権と著作者人格権

一般的に「著作権」と言えば財産的価値を指すことが多いのですが、正確には財産的価値を守る「著作財産権」と著作者の人格を守る「著作者人格権」とに大別されます。「著作財産権」が第三者に譲渡できるのに対し、著作者人格権は著作者だけのもの(一身専属性)で、他人に譲ることはできません。有償、無償を問わず、

第三者に財産権である著作財産権を譲渡したとしても、著作者(作者)の人格を守る権利である著作者人格権は著作者が保持し、次の三点について権利の行使は可能です。

著作者人格権に含まれる三つの権利

1.公表権(第18条)

未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利

2.氏名表示権(第19条)

作品(著作物)の公表にあたって作者名を表示するかしないかを自分で決める権利

3.同一性保持権(第20条)

著作物の内容やタイトルを著作者の意に反して改変されない権利

近年、フォトコンテストの応募要項や撮影依頼等の契約書の中に「著作者人格権不行使特約」なる記述が見られるようになってきました。

我が国の著作権法は基本的に欧州諸国の法律体系(大陸法と呼ばれます)に基づいているので、著作者のこだわりや信条を大切にすることが根底にあり、財産的権利と人格的権利の両方を保護するという考え方をとっています。一方、大陸法とは異なる法体系を持つ米国では著作権法に著作者人格権が定められていません。それゆえベルヌ条約に規定する著作者人格権の保護義務を遵守していないと批判もされています。

大陸法の体系からすると、「著作者人格権不行使特約」は無効であるという考え方になりますが、有効であるとする考え方もあります。これが米国の影響なのかどうかは不明ですが、著作者の人格保護のため、今後も注視し続けることが必要でしょう。

記：加藤雅昭

QUESTION

著作権の 相続について

父はカメラが趣味で、子供の頃からよく私たちの写真を撮ってくれました。また、週末には街中でのスナップ撮影に連れて行ってくれることもありました。そんな父が先ごろ他界し、押入れの中からたくさんのネガフィルムが出てきました。私たちが住んでいた地域の古い町並みも写っていますので、写真展を開催して多くの人にこの写真を見て欲しいのですが、亡くなった父の写真の著作権はどうなっているのでしょうか？

JPCAからの回答

ANSWER

お父様にたくさんの写真を撮ってもらい、今に残してもらえたことはとても幸せなことですね。また、街中でのスナップ写真は、貴重な記録でもあります。それらの写真を写真展として発表することは、お父様がカメラを通して見つめたモノを時間を経て共有する素晴らしい機会にもなりそうですね。

さて、お父様の「著作権」はどうなっているのかということですが、まず、著作権は大きく「著作権(財産権)」と「著作者人格権」の2種類の権利に分かれています。このうち「著作権(財産権)」は、特許権などと同様に知的財産権の一つであり、相続や譲渡をすることが可能です(著作者人格権については、JPCA NEWS vol.19、20「シリーズ著作権解説」をご参照下さい)。

「著作権(財産権)」の相続には、特別な手続きを必要としませんので、今回のケースでは、著作者であるお父様が亡くなられたあと、財産を受け継ぐ権利を有している相続人が法律の規定に基づいてその写真の著作権を所有できます。

2018年12月のTPP協定*により施行された著作権法の改正により、「著作者の創作した著作物の保護期間が死後70年(1968年以降に亡くなった方の著作物)」になりました。2018年に亡くなられた方の著作物は、2019年1月1日から起算して70年後である2088年12月31日まで「著作権」で保護されることとなります。

「著作権(財産権)」の相続は、基本的に手続きの必要はありませんが、著作者が生前に自身の作品についての意思を表明しておいたり、相続人となる方が話を聞いておくことも大切かと思えます。

記：棚井文雄

*TPP11協定:環太平洋パートナーシップ(TPP)に関する包括的及び先進的な協定

第40回 SSP展「自然を楽しむ科学の眼2019-2020」

一般社団法人 日本自然科学写真協会
後援 環境省



小池キヨミチ Elk/Wapiti



鈴木一雄 氷の花



伊知地国夫 薄氷の結晶模様



飯田能之 クマドリカエルアンコウ幼魚

富士フィルムフォトサロン

- 東京展 2019年5月24日(金)～5月30日(木)
- 札幌展 2019年6月7日(金)～6月12日(水)
- 大阪展 2019年7月5日(金)～7月11日(木)

★東京展と大阪展は「SSP大賞2019 受賞作品展示」

- 新潟展 水の駅「ビュー福島潟」
2019年7月20日(土)～9月1日(日)

- 岡山展 岡山シティミュージアム
2019年9月14日(土)～10月6日(日)

- 富山展 富山市科学博物館
2019年11月2日(土)～12月8日(日)

- 京都展 AMS写真館ギャラリー
2020年1月24日(金)～1月29日(水)

- 広島展 5-Days子ども文化科学館
2020年2月15日(土)～3月15日(日)

- 宮崎展 宮崎県総合博物館
2020年5月21日(木)～6月28日(日)

SSP(日本自然科学写真協会)事務局 〒102-0076 東京都千代田区五番町15-6 ビラカーサ五番町208 TEL・FAX 03-3264-3383 E-mail ssp@ssp-japan.org HP https://www.ssp-japan.org



© Masood Ahmed Khan

Akhtar Hassan Khan
Asmar Hussain
Amir Khan
Masood Ahmed Khan

5月27日(月)～6月2日(日)
12:00～19:00 会期中無休
6/1(土) 17:00 ギャラリートーク

Place M



© Kashif Minhas

Arshad Ghauri
Kashif Minhas
Muhammad Asif Sherazi
Nadeem Khawar
Noor Hussain

5月28日(火)～6月3日(月)
10:30～18:30 最終日～15:00
日曜休館

ニコンプラザ新宿
THE GALLERY 1

Nikon Plaza Shinjuku THE GALLERY 1



© Abbrar Cheema

Abbrar Cheema
Iqbal Khatri
Razaq Vance
Tahir Khan Kayani
Tariq Hameed Sulemani

5月31日(金)～6月6日(木)
11:00～19:00 会期中無休

ソニーイメージングギャラリー

Sony Imaging Gallery



© Mudassar Ahmed Dar

Mudassar Ahmed Dar
Najam Ul Hassan Syed

6月5日(水)～6月16日(日)
11:00～19:00 日曜のみ17:00まで
月曜・火曜休館

PICTORICO SHOP&GALLERY
Omotesando

PICTORICO SHOP&GALLERY Omotesando

*展示内容については変更になる場合もあります。

東京写真月間 2019

アジアの写真家たち 2019 パキスタン "Holy Land of Ancient Civilization Pakistan"

主催：「東京写真月間 2019」実行委員会 一般社団法人 日本写真協会・東京都写真美術館 協力：Photographic Society of Pakistan



発行 一般社団法人日本写真著作権協会

発行人 田沼 武能

URL : https://jpoa.gr.jp

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル403

TEL : 03-3221-6655 FAX : 03-6380-8233

表紙の写真

「朝稽古」全日本写真連盟主催 第35回「日本の自然」写真コンテスト デジタル部門 最優秀賞 ソニー 4K賞

コメント:朝の散歩の時にみかけるキタキツネの家族の生き生きとした姿を、並木道を舞台に撮影したいと常日頃思っていました。ある日偶然にもその機会に恵まれ、イメージ通りのシーンが撮影できました。